

# 社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって (追加意見)

平成10年12月8日

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会

社会福祉基礎構造改革の目的は、21世紀において国民の期待に応えることのできる社会福祉の共通的な基盤を作り上げることにある。その基本は、本年6月の「中間まとめ」に示したとおり、個人が家庭や地域において人としての尊厳をもってその人らしい生活ができることを保障することであり、そのために個人に対して社会連帯の考え方に立った支援を行うことが、これからの社会福祉の理念となる。

その実現に向け、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体の生活の安定を支えるにふさわしい社会福祉の新たな枠組みを作り上げていく必要がある。そのため、個人の権利や選択を尊重した制度の確立、利用者支援の仕組みや適正な競争などを通じた質の高い福祉サービスの拡充、地域での総合的な支援が行われる体制の構築を目指し、基礎構造の改革、強化を図って行くことが必要である。

今般、改革の具体的内容に関するこれまでの検討状況について、厚生省から概略別添のとおり報告があった。厚生省においては、各種の関係団体と数度にわたり意見交換を行うとともに各地のシンポジウムに参加するなど、広く関係者の意見を聴取しつつ、「中間まとめ」の指摘に沿った検討が進められている。今後、基本的にはこの方向に沿って、関係審議会等の意見を十分聴きながら社会福祉事業法等の改正法案の作成等を進められたい。その際には、特に下記の点について配慮する必要がある。

なお、「中間まとめ」の公表後、関係者の間で、

この改革が利用者負担の増大など公的責任の後退を招くのではないかと懸念が少なからず表明されているが、我々の目指す改革の方向は、「中間まとめ」にもあるように国及び地方公共団体には社会福祉を増進する責務があることを当然の前提としつつ、利用者の視点から福祉制度の再構築を行おうとするものである。この改革においては、国及び地方公共団体は、それぞれの役割に応じ、利用料助成やサービス供給体制の基盤整備などを通じて国民に対する福祉サービス確保のための公的責任を果たすことになっており、この改革の趣旨について、関係者に十分周知しながら、検討を進める必要がある。

また、この改革を進めるに当たっては、具体的な実施に当たる地方公共団体等の実施体制や財源確保に支障が生じないよう十分配慮する必要がある。

## 記

### 1 利用者の立場に立った福祉制度の構築

利用者本位の考え方に立った新しい制度については、それぞれのサービスの特性にふさわしい仕組みになるよう、関係各審議会等において十分な検討が行われることを期待するものであること。

利用者本位の利用制度への転換に伴って導入される、権利擁護、サービスの質の確保、情報開示など利用者のサービス利用を支援するための仕組み

については、効果的かつ適切な運用が行われるものとする。

○事業者に対する措置費から利用者に対する利用料助成への変更にあたっては、利用者の負担能力に対する十分な配慮を行うとともに、利用者の選択権が保障される助成の仕組みとすること。なお、この場合、事業者にとっても確実な事業運営が可能となるよう配慮すること。

○利用者の選択が実際に確保されるよう、利用しやすい手続きとするとともに、多様なサービスが提供されるよう、施設等の供給体制の整備を促進すること。

○利用者及び事業者の双方が納得できる解決策を円滑に見いだせるよう、すでに行われている地域での自主的な取組みも活かしながら、サービスの特性に対応した中立的な第三者の関与する適切な苦情解決の仕組みとすること。

○新たな利用制度などの構築にあたっては、介護保険制度など関連諸制度との整合性を図ること。

## 2 社会福祉事業の推進

○多様な需要に応える多様な主体の参入を促進する

〔別添〕

ための環境整備を進める必要がある。その際、利用者保護の観点から、それぞれの事業ごとに、それぞれの主体の性格に応じ、サービスの質、事業の継続性・安定性の確保などを十分考慮すること。

○社会福祉事業運営の効率化を進めるにあたっては、サービスの質及び人材の確保などの面で適切な事業運営に支障を招かないように十分配慮すること。

○一般の社会福祉法人のほか、公立施設の経営委託を受けている社会福祉事業団についても、その活性化のための見直しを行うこと。

## 3 地域福祉の充実

○都道府県及び市町村が策定する地域福祉計画においては、個別計画との整合性、保健・医療・介護分野との連携を図ること。計画の策定にあたっては、住民本位のまちづくりや幅広い地域住民の参画の視点を持つこと。

○民生委員・児童委員制度の見直しにおいては、主任児童委員制度の積極的活用を含め、児童委員としての機能の強化を図ること。

## 検討状況の報告（まとめ）

平成10年12月8日  
厚生省

本報告は、中間まとめを踏まえ、現時点において想定される具体的な制度改革の骨格（試案）の概要を示すものであって、厚生省としての最終案ではない。従って今後、細部にわたる検討過程で変更があり得るものである。

### I 利用者の立場に立った福祉制度の構築

## 1 サービスの利用制度

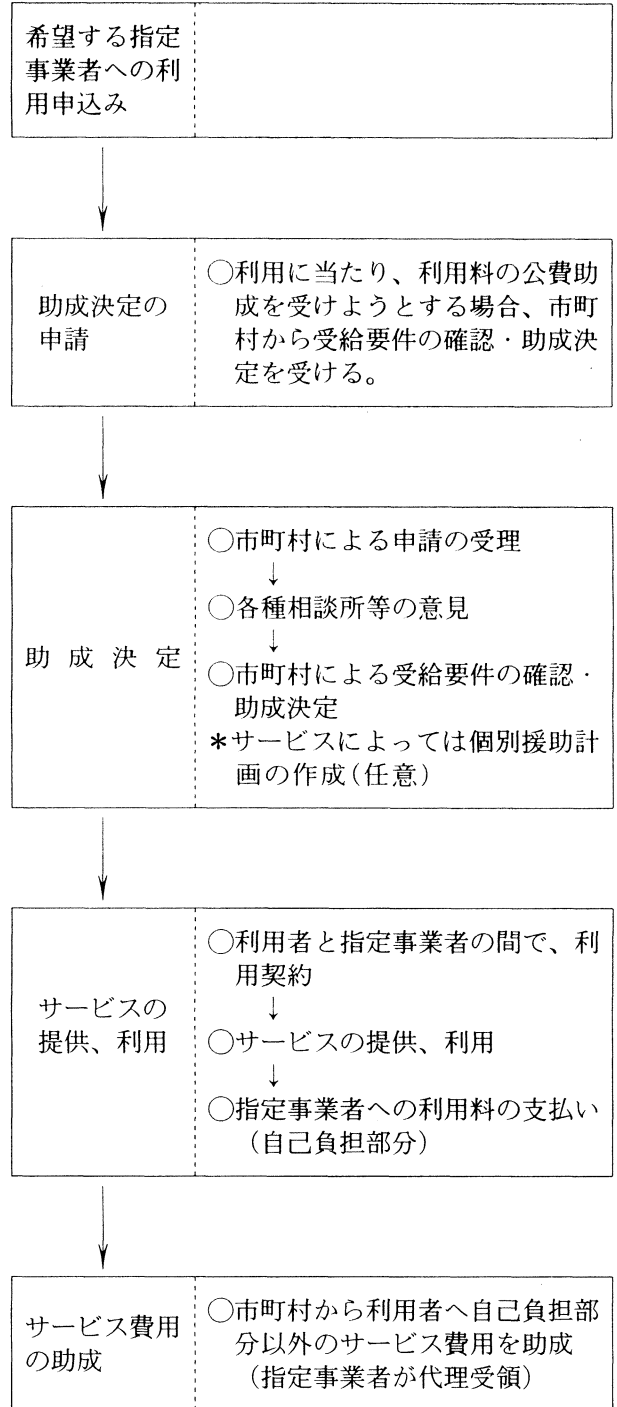
### (1) 契約による利用制度への転換

契約による利用制度への転換により、利用者の選択や権利性が確保され、事業者の創意工夫を活かした経営が可能となる。

契約による利用制度	措置制度
1 市町村等の立場 契約による利用制度の管理者 (基盤整備、利用料助成)	措置の実施者
2 サービス利用の決定 利用者と事業者の合意	市町村が独自に決定
3 費用負担 利用者 [市町村が利用者負担を除く部分を助成(市町村の助成に対しては、国及び都道府県が一定割合を補助)]	市町村
4 公費負担形式 助成金(利用者補助) ○市町村が利用者ごとに給付額を決定 ○事業者が代理受領 ○使途制限なし(報酬) ○サービス内容に応じた一律単価	措置委託費(事業者補助) ○使途制限あり(委託費) ○定員規模等により区分された単価 ○供給主体の体制等に応じた加算制度あり
5 利用者負担 自己負担 (簡素化された所得段階別定額負担)	費用徴収 (応能負担、0円～全額)
6 事業者 指定事業者	委託事業者
7 不服審査 申請却下決定、助成取消、給付内容に対して可能	措置決定、解除、停止、変更処分に対して可能

※利用制度になじまない制度については、措置制度を存続する。

### (2) 利用制度における手続きの流れ(典型的な例)



### (3) 利用者支援に関する仕組みの充実・強化

契約による利用に伴い、本人の適切な選択によるサービス利用を支援するため、権利擁護、苦情解決、サービス評価、事業の透明性の確保の仕組みを充実・強化する。

契約による利用制度	措置制度
<p>1 選択の支援、権利擁護</p> <p>①地方公共団体の情報提供を義務づけ</p> <p>②在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等</p> <p>③契約の適正化 (標準的な契約例の策定、虚偽・誇大広告の禁止等の基本原則の明定)</p> <p>④地域福祉権利擁護制度(仮称)を社会福祉事業に位置づけ</p> <p>⑤成年後見制度</p>	<p>○在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等</p>
<p>2 苦情解決の仕組み</p> <p>①施設内での苦情解決(第三者の立会いによる話し合い)</p> <p>②第三者機関の設置(調査、改善方策の話し合い)</p> <p>③行政監査の重点化、効率化(定期監査、随時監査)</p>	<p>○行政監査</p>
<p>3 サービスの質の向上と評価</p> <p>①施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準(サービスの提供過程の重視)</p> <p>②第三者評価のための基準の策定</p> <p>③第三者評価機関による評価の実施</p>	<p>○施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準</p>
<p>4 事業の透明性の確保</p> <p>①事業者、事業運営の理念、サービスの実施体制、第三者評価の結果、財務諸表等の公開を義務づけ</p> <p>②第三者評価機関による評価結果の公表を義務づけ</p>	<p>○情報公開は任意</p>

## 2 利用者保護の仕組み

### (1) 地域福祉権利擁護制度(仮称)の創設

契約による利用制度の下で、自己決定能力の低下した者のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として地域福祉権利擁護制度(仮称)を設ける。

また、当該事業については、新たに社会福祉事業として位置づける。

#### ① 対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で自己決定能力が低下していることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者。

#### ② 援助の内容

- ・ 地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する。
- ・ 利用者の参加を得て策定する「自立支援計画」に基づき、実施主体が利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員(仮称)が行う。

#### 援助内容の例示

##### 《福祉サービスの利用援助》

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助  
(申込み手続き同行・代行、契約締結)
- ・ 福祉サービス利用料の支払い等
- ・ 苦情解決制度の利用援助

※なお、実施主体の判断により、利用者の状況に応じて、日常的な金銭管理等を行う。

#### ③ 生活支援員(仮称)

社会福祉士、精神保健福祉士等

#### ④ 契約締結審査会等

事業の信頼性や安定性を確保し、利用者が安心して利用できるよう、次の機関を設置する。

##### (ア) 契約締結審査会

…契約内容や本人の意思能力等の確認を行う。

◎社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって(追加意見)

(イ) 運営監視委員会

…適正な運営を確保するための監督を行う  
第三者的機関

(参考)

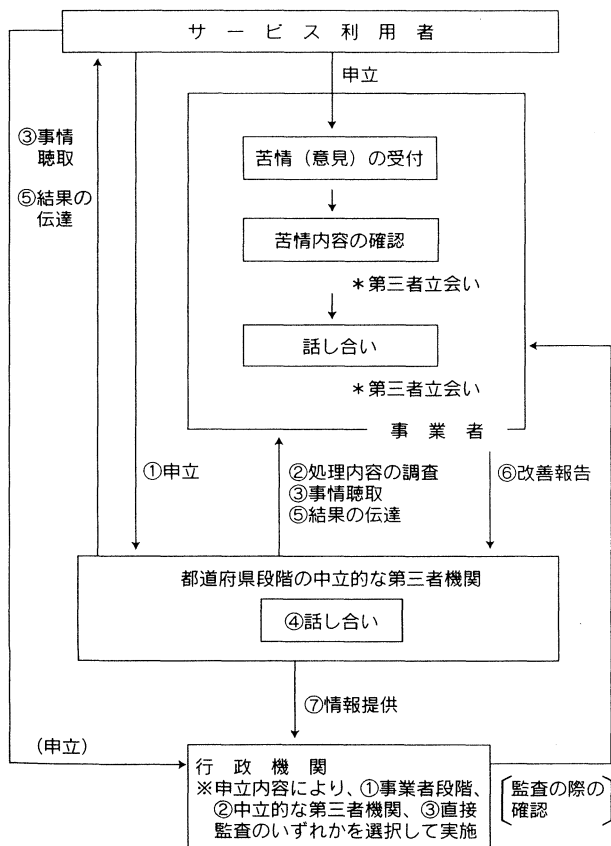
○都道府県社会福祉協議会が実施するものについて

- ・平成11年度概算要求額 1,006百万円
- ・実施期間 平成11年10月
- ・実施体制 利用者の利便性を考慮し、窓口業務は基幹的な市町村社協で行う。

(2) 苦情解決の仕組みの整備

苦情の解決については、できるだけ当事者間の自主的な話し合いによる解決を促進する観点から、事業者段階での取組を促すとともに、事業者段階で解決が困難な事項に関しては、都道府県段階に設置する中立的な第三者機関において調整する仕組みを整備する。

《概要》



3 サービスの質の確保

サービスの質を確保するため、その考え方を明確化するとともに、サービス基準の設定や第三者評価の導入を図る。

○福祉サービスの質の確保に関する方策

(ア) 質の確保に関する基本的考え方の明確化

(例) ○福祉に関する科学的知見に基づくサービスの提供

○個人需要に着目した支援計画に基づくサービスの提供

○定期的なサービスの評価によるサービスの改善

(イ) サービス基準の設定

(盛り込むべき事項の例)

○サービスの提供過程(利用者の状況把握、個別支援計画の作成など)

○サービスの評価

○サービス改善のための措置

○サービス提供における専門職の位置づけ

○外形的基準(施設・設備、人員配置等)

(ウ) 第三者によるサービス評価のための基準の設定

(エ) 第三者によるサービス評価の実施

※「福祉サービスの質に関する検討会」において具体的な検討を行い、平成11年2月までに基本的考え方を整理する。

#### 4 情報開示・提供体制の整備

契約による利用制度への転換に伴い、事業運営の透明性の確保、サービス利用者の選択及び安心感の確保に資するため、  
(1)社会福祉法人の業務、財務等に関する情報の開示の義務づけ  
(2)サービス利用者が必要な情報を入手しやすい情報提供体制の整備を行う。

##### (1) 社会福祉法人の開示情報の内容（例）

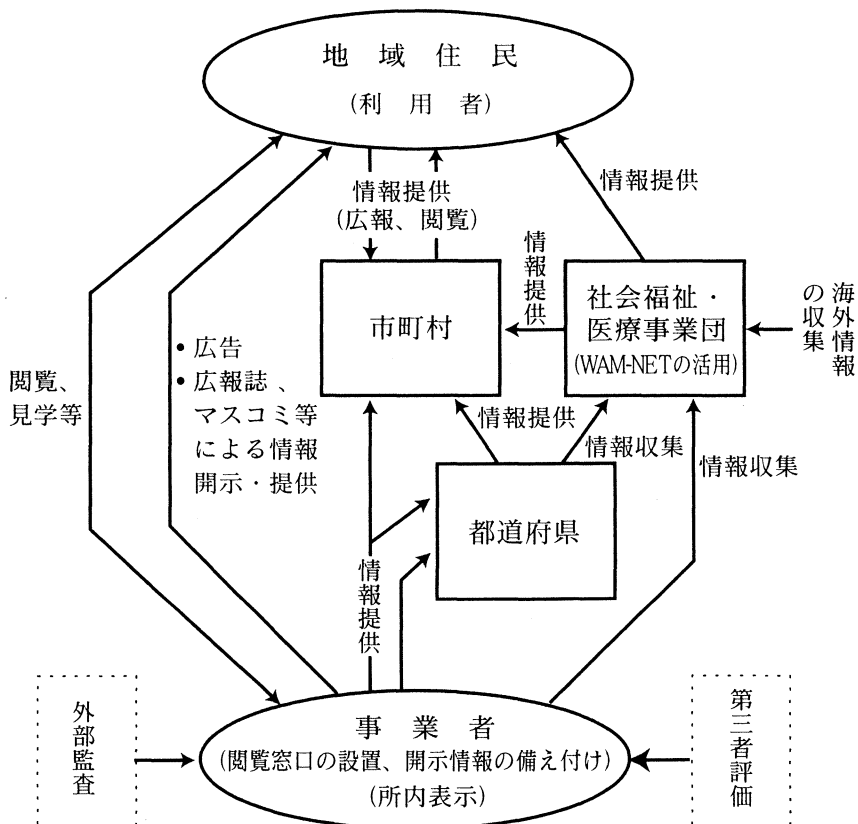
###### 【社会福祉法人関係】

①施設の名称・所在地等 ②運営体制（役員等の状況） ③実施事業の種類 ④施設及び設備の状況 ⑤財務諸表等 ⑥監事監査事項 等

###### 【事業関係】

①事業経営の理念 ②運営状況 ③サービス提供体制、職員の資格等の状況 ④サービス利用の手続、利用料 ⑤第三者評価の状況 等

##### (2) サービス利用者への情報提供体制（概要）



## Ⅱ 社会福祉事業の推進

### 1 社会福祉事業

#### (1) 範囲の見直し

社会福祉に対する需要の多様化等に対応し、サービスの重要性や安定的な事業の普及、育成の必要性等を勘案して、社会福祉事業への追加等を行う。

#### ①追加を検討する事業

事業名(仮称)	概要	主な理由
ア. 権利擁護のための 相談援助事業	自己決定能力が低下している者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスの利用援助等を行う事業	○契約による利用制度の下では、適切な選択・契約を支援することが必要 ○新規事業であり、早急に育成する必要 ○自己決定能力の低下した者が対象であるので、規制が必要
イ. 障害者地域生活 支援事業	在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を行う事業	○障害者が在宅サービスを円滑に利用する上でサービス情報の提供や助言、指導等は不可欠 ○障害者プランにも位置づけられ、早急に育成する必要
ウ. 障害者の情報伝 達を支援する事 業	情報の取得に困難や制限を伴う障害者に対し、障害者専用の放送番組の制作等により、必要な情報の提供等を行う事業	○日常生活上必要な情報を入手することに困難を伴う視聴覚障害者等を支援する上で不可欠 ○対象者や事業内容により一般的な情報提供事業との区別が可能  *視聴覚障害者情報提供施設の対象拡大

(注) その他精神障害者短期入所事業、社会リハビリテーション事業等についても追加を検討中

#### ②削除を検討する事業

事業名	概要	主な理由
公益質屋を経営する事業	公益質屋において、低所得者に対し簡易迅速に資金を融資する事業 (現状) ・全国5施設	○事業数がごく少ない ○代替的福祉施策の充実

#### (2) 規模要件の緩和

地域におけるきめ細かな活動を推進するため、入所施設事業以外の事業のうち、小規模でも国民の福祉の増進に重要と思われる事業については、規模要件の引き下げを行う。

(イ) 入所施設経営以外の事業であって、規模要件を緩和する事業については、次の点を考慮し、緩和する。

- ・地域におけるきめ細かな活動実績など、地域福祉の充実に貢献していること
- ・小規模であっても、社会福祉事業としての安定性が期待できること

#### ①考え方

(ア) 社会福祉事業についての規模要件は、今後も維持する。

〔入所施設事業 5人〕  
〔それ以外 20人〕

## ②規模要件を緩和する事業例

事業名	概要	考慮事項との関連
身体障害者授産施設（通所） 知的障害者授産施設（通所） 精神障害者授産施設（通所）	身体障害者、知的障害者又は精神障害者を通所させて、必要な訓練を行い、職業を与え、自活させる施設	○授産事業全般の中で、小規模施設の役割は大きく、地域における障害者の自立と社会参加に不可欠のものとなっていること ○長年継続して安定的に事業を行っている施設もあること

## (3) 多様な主体の参入促進

利用者に対する多様なサービスを提供するために多様な主体の参入を促進するに当たっては、事業や主体の性格に配慮しつつ、次の事項を考慮して検討を進める。

### ○経営主体の見直しに当たって考慮すべき点

- (ア) 社会福祉事業の高い公共性を維持できること
- (イ) 福祉専門職を確保しているなど、サービスの基準を満たすこと
- (ウ) 福祉サービスの実施については、一定の実績を有すること
- (エ) 継続性及び安定性が確保できること
- (オ) 地域におけるサービスの需給状況を勘案する必要があること

## 2 社会福祉法人制度の活性化

- 社会福祉事業を行うボランティア団体などが安定的な事業運営を行えるよう、設立要件を緩和し、社会福祉法人格を取得することを容易にする。
- 社会福祉法人が期待される役割を積極的に果たせるよう、事業要件や財務・会計制度など社会福祉法人に対する規制を緩和する。

現 行	見 直 し 後
1 設立要件 ○資産要件 〔施設経営 自己所有〕 〔施設経営しない 1億円〕	→ 緩和 ・一定の事業実績を勘案して資産要件を緩和

現 行	見 直 し 後
○規模要件 〔入所施設事業 5人〕 〔それ以外 20人〕	→ 緩和 ・きめ細かいサービスを提供する事業で、小規模でも事業の安定性がある場合 ・複数の同種の事業を一体的に行うことにより一定規模になる場合
○持ち分の禁止 (解散時に寄附者に戻らないこと)	→ 維持
2 財務・会計制度	
○委託費についての収支差額の用途制限	→ 緩和 利用料（報酬）を、 ・施設整備のための借入金の返済に充てること ・施設・設備の拡充のための積立金や引当金に充てること
○資金の本部会計、施設会計間の移動は原則禁止	→ 緩和 ・資金の会計間移動の弾力化
○収益事業による収益は、社会福祉事業にのみ充てること	→ 緩和 ・公益事業にも充てること
3 情報開示	
○自主開示 ・法人の業務及び財務等	→ 開示の義務づけ ・事業運営の理念 ・サービスの実施体制 ・第三者評価の結果 ・財務諸表 等
4 助成の仕組み	
○税制上の特例	→ 維持
○社会福祉施設整備費補助	→ 維持

※委託費の用途制限の緩和についても要検討



### 3 サービス供給の確保

社会福祉施設の整備を促進するため、社会福祉法人や地方自治体が社会福祉施設のための用地や建物を取得する場合の様々な規制について緩和等を行う。

現 行	見 直 し 後
<b>1 用地確保</b> ○大都市のみ民間からの貸借可能  ○公有地の活用	→既設法人が通所施設を整備する場合は、貸借可能とする  →社会福祉法人に貸与目的で用地を取得する場合に地方債の特例措置(平成10、11年度)
<b>2 施設整備の費用負担</b> ○自己負担部分(4分の1)は寄附金により賄うことが原則  ○施設の複合化に対応	→自己負担部分について、利用料(報酬)からの償還を可能とする ※  →小規模複合施設に対する定額補助の創設
<b>3 施設の地方単独整備</b> ○基本的に認めていない(公立施設について国庫負担規定)	→老人保健福祉計画等との関係等を考慮しながら認める(公立施設について国庫補助規定に改正)
<b>4 建物の取得</b> ○建物は原則自己所有	→既設法人が通所施設を整備する場合は、貸借可能とする
<b>5 他の目的の施設からの転用</b> ○空き教室からの転用 ・老人デイサービスセンター等への転用を行うに当たり、改築等に必要費用に対しては、定率補助  ○他の社会福祉施設からの転用 ・煩雑な財産処分手続き	→定額補助へ移行  →簡素化

※委託費の使途制限の緩和についても要検討

## III 人材の養成・確保

### (1) 福祉専門職の教育課程等の見直し

- 社会福祉士・介護福祉士については、福祉専門職にふさわしい知識及び技術並びに人間性を獲得することを目指し、養成の基本的なあり方を検討し、具体的な教育課程等の内容を見直す。
- 社会福祉主事については、社会福祉事業従事者が基礎的な資質を身に付けることにふさわしい養成内容を確立する。

- 「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」において、次の事項を検討し、平成11年2月までに基本方針をまとめる。

#### (ア) 社会福祉士

- ・教育課程全体のあり方
- ・現任研修等卒業後継続教育
- ・福祉系大学の附属実習施設
- ・地方公共団体などにおける相談援助実習

#### (イ) 介護福祉士

- ・養成施設における教育課程全体のあり方
- ・養成施設卒業時の共通試験の推進
- ・現任研修等卒業後継続教育
- ・訪問介護員(ホームヘルパー)等関連職種との養成制度との整合性

#### (ウ) 社会福祉主事

- ・養成体制のあり方
- ・養成・研修課程全体

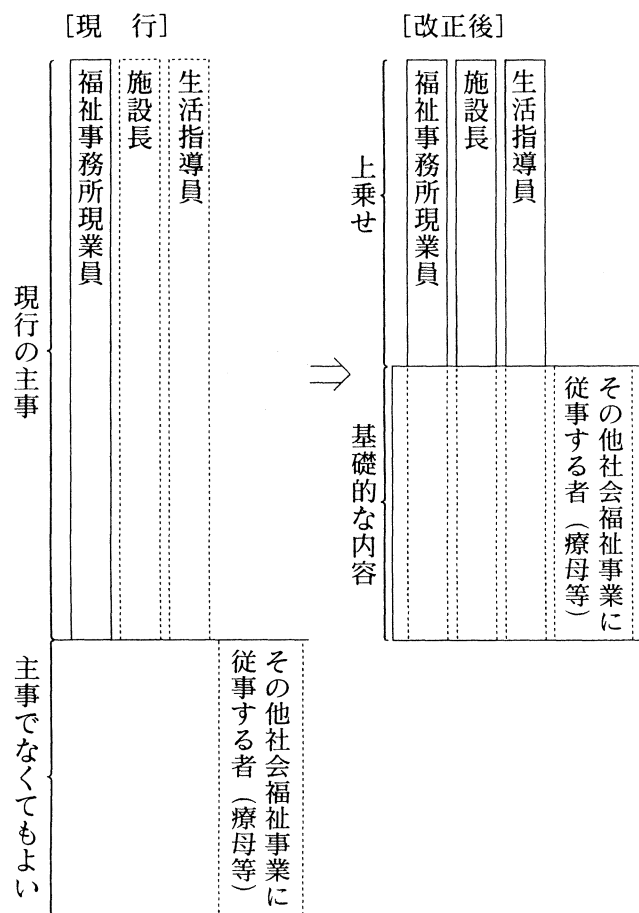
## (2) 社会福祉主事制度の見直し

社会福祉事業従事者全体の資質の向上を図るため、社会福祉主事制度を見直し、社会福祉事業従事者として必要な基礎的な資質を身に付けるための制度に改める。

併せて、いわゆる三科目主事については、大学等での一定の福祉関係科目の履修を必要条件として、履修水準を引き上げる。

なお、見直しに当たっては、円滑な施行に配慮し、経過措置を設ける。

### 《概要》



## (3) 福祉職俸給表の導入

社会福祉事業従事者にふさわしい給与体系を導入する観点から、福祉職俸給表の導入に向けた環境整備を行う。

### ①経緯

…平成2年7月以降、厚生大臣から人事院総裁に対し、福祉職俸給表の新設を要望

### ②福祉職俸給表の考え方

○福祉職俸給表の導入により、福祉職の専門性が明確にされることから、

- ・現在の給与表（行（一）＝行政職の給与表）に比較して、福祉職の実態に見合った適正な給与体系に移行
- ・福祉職の社会的評価を高め、福祉事業に必要な優秀な人材を確保

### (ア) 対象者

…国立社会福祉施設等の指導員、寮母、保母等の職員 約1千人

### (イ) 給与体系

…職階を前提とした行（一）の給与体系ではなく、専門職にふさわしく級が少なく、初任給を一定程度高くする一方、上昇カーブを緩やかにする給与体系

(注) 地方公共団体、民間社会福祉施設職員等 約50万人

### ③導入に向けた取組

#### (ア) 人事院

平成10年度人事院報告

○平成11年度に福祉関係職員の新たな俸給表を設けることの必要性について述べる。

○「所要の環境整備が速やかに図られるよう、関係者に要請」

#### (イ) 厚生省

平成11年度勧告に向け、所要の環境整備に努力

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

社会福祉事業における良質な人材の長期的、安定的な確保を図るため、社会福祉事業の中心的な役割を担う社会福祉法人の職員のための退職手当共済制度を確立する。

現 行	見 直 し 後
<p>1 制度の性格</p> <p>○一定の社会福祉施設・事業に従事する職員を単位とした制度</p>	<p>○社会福祉事業の中心的な役割を担う社会福祉法人の職員のための共済制度</p>
<p>2 対象施設・事業の範囲</p> <p>○措置費施設を中心とした一定の社会福祉施設・事業</p> <p>〔社会福祉法人の職員であっても対象外の施設・事業に従事する職員は本制度の対象外〕</p>	<p>○社会福祉法人の経営する事業</p> <p>従来の対象施設・事業に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の社会福祉事業</li> <li>・老人保健施設等その他の事業</li> </ul> <p>に従事する職員についても加入を可とする</p> <p>※公費助成の対象になるのは、従来の対象施設・事業（これに相当する施設・事業を含む）のみ</p>
<p>3 財政安定制度</p> <p>○なし</p> <p>〔単年度賦課方式のため、掛金額に年々相当の変動あり〕</p>	<p>○5年間の給付費推計を基礎にした安定的掛金設定</p> <p>○事業運営安定資金(仮称)の設置</p>
<p>4 支給乗率の適正化</p> <p>○国家公務員退職手当に準拠</p> <p>〔自己都合退職の場合、勤続年数によっては、国家公務員退職手当の支給乗率と異なる場合あり〕</p>	<p>○国家公務員退職手当の支給乗率に統一</p>

Ⅳ 地域福祉の充実

1 地域福祉計画

都道府県、市町村においては、主に以下の点を目的として、地域福祉計画を策定する。なお、円滑な施行に必要な準備期間を設ける。

- サービス基盤の整備を総合的、計画的に推進
- 権利擁護、苦情解決など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備の促進
- 住民の自主的な活動と公的サービスの連携

①地域福祉計画(社会福祉事業法に位置づけ)の内容

(ア) 市町村

- 基本理念
- 地域住民に供給される福祉サービスの目標量の確保、サービス供給体制の整備に関する事項
- 情報提供、総合相談、権利擁護等適切なサービス利用を支援する事業の整備に関する事項
- 住民の自主的福祉活動の推進と公的施策との連携、役割分担に関する事項
- 保健・医療・福祉の連携に関する事項
- 生活関連分野との連携に関する事項

(イ) 都道府県

- 一定圏域ごとに供給される福祉サービスの目標量の確保及び市町村の共同によるサービス供給体制の整備に関する事項
- 人材の確保・養成、高度の専門性を有する相談窓口の整備、苦情解決や権利擁護の仕組み等

②計画策定に対する国の支援策

- 計画のガイドラインを示す。
- 施策の効率的展開を図るための方策を一層進める。

③既存の計画との関係

…地方自治体の判断により、既存の個別計画との組み合わせも可能とする。

## 2 福祉事務所

少子・高齢化、業務内容の変化などを踏まえ、今後、それぞれの地域の実情に応じ、専門機関としての機能をより効果的かつ効率的に発揮できるような行政実施体制を作り上げていく観点から、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）等に基づき、福祉事務所の設置・運営の弾力化、強化を図る。

現 行	見 直 し 後
<b>1 設置基準</b> ○法律により具体的な基準を規定 （おおむね人口10万人当たり1）	→ <b>緩和</b> ・法定基準を廃止し、ガイドラインにより標準を示すものとする
<b>2 職員配置</b> ○現業所員につき、被保護世帯に応じた人員配置を法律で規定	→ <b>緩和</b> ・現行の基準の定め方及びその内容の妥当性について再点検の上、標準化を含め必要な見直しを行う
<b>3 職員の資質</b> ○社会福祉主事任用資格を持つ者の大半がいわゆる三科目主事	→ <b>見直し</b> ・三科目主事制度を見直し、現業員の業務にふさわしい社会福祉主事の養成を行う ・職員の相談援助能力を高める
<b>4 専任規制</b> ○指導監督所員及び現業所員については、その職務にのみ従事しなければならない旨法律で規定	→ <b>緩和</b> ・本来業務に支障のない範囲で他の関連する業務に従事することができるようにする
<b>5 広域調整（都道府県）</b> ○老人、身体障害者福祉に関してのみ広域調整機能を明記	→ <b>強化</b> ・知的障害者福祉に係る権限移譲に伴い、広域調整の機能を強化する

## 3 社会福祉協議会等の活性化

社会福祉協議会など地域福祉を支える仕組みについては、社会環境の変化や事業基盤の強化の観点から、制度の理念、目的、事業内容などについて見直しを行う。

### (1) 社会福祉協議会

現 行	見 直 し 後
<b>1 組織構成・性格</b> ○市区町村・都道府県社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者を中心とした事業者組織	○社会福祉協議会の性格を明確化 ①市区町村社会福祉協議会 地域住民の他、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者、ボランティア団体、住民参加型民間団体などにより構成される地域の公益的、自立的組織 ②都道府県社会福祉協議会 社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の協議会組織
<b>2 事業内容</b> ○市区町村・都道府県社協 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、企画、連絡調整、普及宣伝 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ○市区町村社協のみ ・社会福祉を目的とする事業の企画、実施	○権利擁護など公益的な事業の追加 ①市区町村社会福祉協議会 ・情報提供、総合相談、権利擁護などの適切なサービス利用を支援するための事業を新たに追加 ・日常生活援助などの地域住民の参加による事業に重点化 ②都道府県社会福祉協議会 ・研修、経営指導などのサービスの質の向上に資する事業の拡充 ・情報提供、総合相談、権利擁護などの事業の新たな実施（市区町村社協と共同）

現 行	見 直 し 後
3 広域化推進 ○市区町村を単位に設置	○広域的事業の実施、経営基盤強化のため、複数の市区町村を範囲とする社協の設立を可能とする
4 経営基盤 ○委託事業中心の財政、人材	○地域の多様な需要に対応するための、自主財源の確保、職員の資質の向上

(2) 民生委員・児童委員

現 行	見 直 し 後
1 基本理念 ○社会奉仕の精神をもって保護指導	○住民の立場に立った相談、援助
2 性 格 ○民生委員は名誉職とする	○民生委員は無報酬とする
3 職務内容 ○常に調査を行い、生活状態を審らかにしておくこと ○保護を要する者を適切に保護指導すること  ○社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助けること 等	○地域住民の状況を的確に把握すること ○支援を必要とする者が、地域で自立して生活を営めるよう、必要な支援を行うこと  ○他の関係機関と連携して住民の福祉活動を推進すること 等

(3) 共同募金

現 行	見 直 し 後
1 配 分 ①過半数配分規制 ・社会福祉事業の経営者等の過半数への配分義務  ②広域的配分規制 ・都道府県共同募金会の配分は当該区域内に限定	→ <b>撤廃</b> ・NPO、ボランティア団体等への配分を促進するため、過半数配分規制を撤廃  → <b>緩和</b> ・区域外配分ができる場合として、大規模災害などを追加
2 事業の透明性 ①配分委員会の設置 ・通知による設置指導  ②公告 ・配分の方法、募金の総額、受配者の名称、配分額等の計画及び結果公告の義務	→ <b>義務づけ</b>  → 維持
③広報活動 ・共同募金会の自主的展開	→ <b>充実</b> ・募集、配分の住民への積極的情報提供の促進